

さいたま市介護サービス事業者業務管理体制監督要綱

(趣旨)

第1条

この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院の開設者（以下「事業者」という。）に対して、市が行う業務管理体制の監督について、基本事項を定める。

(監督の目的)

第2条

業務管理体制の監督については、介護サービス事業者の指定取消事案などの不正行為の未然防止のため、事業者の業務管理体制の問題点について検証し、事業者が自ら業務管理体制の改善を図り法令遵守に取り組むよう意識付けることを目的とする。

(監督について)

第3条

1 監督の方針

監督は、介護サービス事業者業務管理体制確認検査（以下「検査」という。）及びこれに付随する事務（以下「検査等」という。）については、業務管理体制が事業者の自己責任原則に基づく内部管理を前提としているものであることに留意し、事業者の規模・法人種別等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、事業者の内部監査の有効性を十分確認し、内部監査が有効に機能していると認められる場合は、その報告内容を活用すると共に、その理解や認識を検証して実施する。

なお検査等は、以下の基本原則に則し、的確かつ効果的に実施する必要がある。

(1) 介護サービス利用者、国民視点の原則

介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費から成り立っている公的な性格がきわめて強い制度であるため、検査等の実施に当たっては、利用者の保護と介護保険事業の健全かつ適正な運営のため、介護サービス利用者及び国民の立場に立ち、事業者の業務管理体制の実態を検証しなければならない。

(2) 補強性の原則

検査等は、事業者自身の内部管理を前提としている。適切な業務管理体制を整備しているかどうかの説明責任はあくまでも事業者自身にあり、監督部局は、これを検証する立場にある。

他方、検査等の実施に当たっては、それが、事業者の業務管理体制の強化につながり、事業者自身の改善に向けた取組みを促進するよう配慮しなければならない。この観点から、検査等では、事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで、事業者の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセスを重視する。

(3) 効率性の原則

検査等は、事業者の内部監査機能の活用や指導監督部局と十分な連携を行いつつ、効率的に実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、内部監査、監査役等の監査機能の有効性を的確に評価し、可能な限りその活用に努めなければならない。

また、事業者の規模・法人種別等に応じ機動的な実施に努めなければならない。

(4) 実効性の原則

検査等は、事業者の介護保険業務の健全性及び適正性の確保につながるよう実施する必要がある。

検査等の実施に当たっては、事業者が抱える問題点を的確に把握しなければならない。

(5) プロセス・チェックの原則

検査等の実施に当たっては、事業者の業務管理体制に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いて検証を行わなければならない。ただし、業務管理体制に重大な懸念がある場合には、プロセス・チェックの観点からも事業所の個別事案の検証が重要であることに留意する必要がある。

2 検査対象の選定方法等

(1) 一般検査

業務管理体制の整備・運用状況を確認するため、定期的に実施計画に基づき検査を実施する。

(2) 特別検査

指定事業所等の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所等を対象に実施する。

3 検査体制

検査は、以下の検査班を編成し、連携して実施するものとする。

- ア 主担当班 原則として監査指導課の職員2名以上で編成する。
- イ 副担当班 介護保険課、高齢福祉課、各区高齢介護課から職員を選抜し、主担当班と合同で立入検査を実施する。

4 一般検査

(1) 業務管理体制の報告

事業者に対し、以下の報告を文書等で求めることとする。

- ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- イ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容
- ウ 業務執行の状況の監査（法令遵守に係る監査）の実施状況及びその内容

(2) 報告の審査

提出された業務管理体制の報告は主担当班で審査を行う。

(3) 提出後の措置等

- ア 報告等の内容に不備が認められた場合には、事業者の従業者に出頭を求め、改善を求める。
- イ 上記において改善が見込まれない場合には、当該事業者本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証する。（以下「立入検査」という。）

(4) 立入検査の実施方法等

上記（3）イの立入検査を実施する場合は、原則として、以下の手続きに基づき実施する。ただし、検査の状況等により、機動的な対応を取ることを妨げない。

ア 実施通知

立入検査の実施に当たっては、検査対象となる事業者に対し、次に掲げる事項を文書等により通知する。

ただし、立入検査を実施する場合においては、実効性ある実態把握の観点から、必要と認める場合には、事業者に事前に通知することなく、立入時に速やかに告知することによって行う。

（ア）立入検査の根拠規定

（イ）立入検査の日時及び場所

（ウ）検査担当者

（エ）立入検査の方法

（オ）準備すべき書類等

イ 検査方法

立入検査は主担当班と副担当班をもって実施する。

検査担当職員は、事業者の業務管理体制の的確な実態把握及びその適正性の検証を行う観点から、隨時、資料等を求めることができる。

内部監査の有効性に疑義が認められる場合には、事業者に対し、自己責任原則に基づく業務管理体制が適切に運用されるよう促す観点から、当該問題点を的確に指摘する。

なお、内部監査機能の有効性を検証するに当たっては、監査役等監査が、経営陣の内部監査に係る監査を通じ、事業者の健全性及び適正性の確保全般に重要な役割を担っていることから、監査役等の結果も活用するものとする。

ウ 審議

検査担当職員は、立入検査終了後速やかに、検査を通じ把握した事項、問題点等を取りまとめた検査報告書を作成し、さいたま市介護サービス事業者等指導及び監査監督対策会議を開催し、審議を経た後、決裁を受け、以下の行政上の措置に係る文書を事業者に交付する。

エ 勧告

厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、事業者に対し、期限を定めて、その是正を勧告することができる。

オ 命令

勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、期限を定めて、その措置をとるべきことを命ずることができる。

カ 特別な処置

上記オの命令に違反したときは、当該事業者の運営する指定事業所等について立入検査を実施し、業務管理体制の整備状況を検証する。

5 特別検査

(1) 事業所の指定等取消相当の事案が発覚した場合に、当該事業所の本部等へ立ち入り、業務管理体制の整備状況を検証するとともに、当該事案への組織的関与の有無を検証する。

検査等の実施手続は、上記4(4)と同様とする。

(2) 上記4(4)オの命令に違反したときは、当該違反の内容を関係都道府県又は関係市町村に通知するとともに、他の事業所等の指定(許可)・更新の拒否に該当する旨、あわせて通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。